

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

## 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当施設との利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や内容、施設支援の提供、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

社会福祉法人都島友の会

都島児童デイサービス

## 1. 事業者

|       |                  |
|-------|------------------|
| 名 称   | 社会福祉法人 都島友の会     |
| 所在地   | 大阪市都島区都島本通 3-4-3 |
| 電話番号  | 06-6921-0321     |
| 代表者氏名 | 理事長 渡久地 歌子       |
| 設立年月日 | 昭和 25 年 3 月 10 日 |

## 2. 事業所の概要

|            |   |
|------------|---|
| 事業所の名称     | 都島児童デイサービス  |
| 事業所の所在地    | 大阪市都島区都島本通 3 丁目 25-7-11   |
| 電話番号 (FAX) | 06-6924-9991 FAX 06-6924-9992   |
| 管理者氏名      | 櫻井雅子  |
| 事業所の種類     | 児童発達支援・放課後等デイサービス   |
| 事業所の目的     | 社会福祉法人 都島友の会（以下「事業者」という。）が経営する、都島児童デイサービス（以下「事業所」という。）において実施する、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」（以下「児童発達支援事業等」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所に通所する障害児及び保育所等を利用する障害児（以下「利用児」という。）並びに利用児にかかる給付決定保護者（以下「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な児童発達支援事業等としての支援の提供を確保することを目的とします。  |
| 事業の運営方針    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所は、児童発達支援事業等の支援の提供にあたっては、療育指導等により、利用児が自立した日常生活または社会生活が営むことができるように支援するとともに、保育所・学校等の施設で、健常児との集団生活に適應することができるよう支援することとし、利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとしします。</li> <li>・ 事業所は、児童発達支援事業等の支援の提供にあたっては、療育指導等により、通所する障害児（以下「利用児」という。）が、自立した日常生活または社会生活が営むことができるように支援するとともに、利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。</li> <li>・ 事業所の従事職員は、児童発達支援事業等の支援提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用児又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うと共に、保育所等の利用児を対象とした場合は、保育所等のスタッフに対しての支援も行うこととします。</li> <li>・ 事業者は、児童発達支援事業等の支援の質の評価を行い、常にその改善に努めることとします。前 3 項の他、関係法令等を遵守して、事業を実施するものとしします。</li> </ul> |
| 定員         | 10 名  |

### 3. 営業日及び営業時間

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 営業日<br>及び<br>営業時間         | 営業日 月曜日～土曜日<br>ただし、夏季休暇（事業所が定めた日）、12月29日から1月4日までと、国民の祝日を除く。<br>土曜日については、事業所が定めた日とする<br>営業時間 平日 9時00分～18時00分<br>土曜日 9時00分～15時00分             |
| サービス提供日<br>及び<br>サービス提供時間 | サービス提供日 月曜日～土曜日<br>ただし、夏季休暇（事業所が定めた日）、12月29日から1月4日までと、国民の祝日を除く。<br>土曜日については、事業所が定めたサービス提供日とする。<br>月曜日～金曜日 10時～18時<br>土曜日（事業所が定めた日）9時45分～15時 |

### 4. 事業実施地域

都島区、北区、鶴見区、旭区とする。事業者が、実施可能と判断した場合は、実施する地域の近隣区も含めて、実施地域とします。

### 5. 職員の体制

<各サービス提供時間帯の職員体制>※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

<本事業所の職員体制>

| 職種                     | 常勤 | 非常勤 | 最低基準 | 職務の内容     |
|------------------------|----|-----|------|-----------|
| 1. 管理者                 | 1名 |     | 1名   | サービス提供を管理 |
| 2. 児童発達支援管理責任者         | 1名 |     | 1名   | 療育を管理     |
| 3. 保育士                 | 2名 |     | 2名   | 療育を担当     |
| 4. 送迎員                 |    | 1名  |      | 利用児童の送迎   |
| 5. 自動車運転手<br>(請負業者) 6名 |    |     |      | 利用児童の送迎   |

### 6. 施設設備の概要

#### (1) 施設

|    |       |                  |
|----|-------|------------------|
| 建物 | 構造    | 鉄筋コンクリート5階建て1階部分 |
|    | 延べ床面積 | 59.28平方メートル      |

#### (2) 主な設備

| 設備の種類 | 室数 |
|-------|----|
| 指導訓練室 | 1  |
| トイレ   | 1  |

### 7. 児童発達支援を提供する主な対象児

知的障がい児、身体障がい児、精神障がい児、難病児

## 8. 支援計画と支援内容

### (1) 「個別支援計画」と「支援」内容

当事業所では、下記の支援内容から個別支援計画を作成し、それに基づいた支援を提供します。この個別支援計画は、利用児の課題と意向を把握し、当該児童の処遇方針についても検討会を開催して作成しますが、保護者に事前に説明をし、同意を得ることとしています。また、「個別支援計画書」は保護者に交付しますので、保護者は同計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求められることができることとしています。

#### <支援内容>

##### 児童発達支援

##### 併行通園

少人数の環境の中で、安心して過ごせるようにします。個々に合わせたいろいろなあそびを経験し、大人と共有する事でコミュニケーションの基礎を築きます。

##### 親子療育

親子療育を通して、こどもとの接し方を学んでもらう機会をもち、こどもと一緒に楽しい活動を共感することで、対人関係の基礎となる親子の関係を深めます。

##### 放課後等デイサービス

##### 学習支援

集団生活に適應することができるように学習支援を柱とした個々に合わせた療育を行います。

## 9. 保護者から受領する費用の種類及びその額

保護者は、施設支援の提供に対する負担額（以下「施設利用料金」という。）として、次のとおり事業者を支払うこととします。

(1) 障害児施設給付費の1割（定額負担）負担（1割の定率負担につきましては、世帯の課税状況により負担額の上限が定められています。加算Ⅰ4600円、加算Ⅱ0円、対象外37200円）

(2) 教材費等 1日50円（放課後等デイサービスのみ）

(3) 送迎利用の場合は送迎加算有り

(4) 施設利用料金のお支払い方法

施設利用料金は、1ヶ月毎に計算し、施設利用月の翌月の30日までに請求書をお渡ししますので、請求書を受け取ってから2週間以内にお支払ください。

・事業所の窓口での現金払い

## 10. 施設利用に関する留意事項

(1) 個別支援内容の変更

「個別支援計画書」の内容の変更を希望される時は、いつでも、ご相談ください。

また、個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

## (2) 受給者証の確認

「住所」や「保護者負担額」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は、速やかに事業者にお知らせください。また、事業者から「受給者証」の確認をさせていただく場合にはご提示ください。

## (3) 注意事項

病気や通院などのため、事業所に利用できない場合は、前日までにご連絡ください。当日、体調不良などで急に通所できない場合は速やかにご連絡ください。感染症への感染が認められる場合には他の利用児童の安全を確保するため欠席していただきます。感染症への感染が認められる場合には、ほかの利用児の安全を確保するため医師の利用に関する意見書を受け取ってから利用していただきます。

### 1 1. サービス利用にあたっての留意事項

利用児及び保護者は、児童発達支援事業等の利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 児童発達支援事業等の支給決定を受けること。
- (2) 事業所の管理及び支援の提供のために行う必要な指示に反する行為をしないこと。

### 1 2. 支援実施記録の管理

#### (1) 支援記録の管理

当事業所では、個別支援計画（短期目標）を担当職員が保護者の意向を踏まえ、目標の確認をして決め、その結果を記録し、保護者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、個別支援計画及び支援の提供の記録は、施設支援の終了日から5年間保存します。

#### (2) 情報の管理、開示

当事業所では、関係法令や社会福祉法人都島友の会個人情報保護規程に基づいて、利用児童やその家族に関する記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

### 1 3. 緊急時・事故発生等における対応

- (1) 療育の提供中に利用児の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。必要であれば病院で受診します。保護者と連絡が取れなかった場合は、事業所の判断にて病院で受診します。

#### 連携医療機関

ひまわりの郷診療所 郵便番号 534-0021  
住所 大阪市都島区都島本通4-10-19  
電話番号 06-6924-8880

- (2) 事業者は、支援の提供時に、事故等が発生した時は、直ちに、保護者や市町村などに連絡して適切な措置を講じることとします。

大阪市福祉局障がい支援課 電話番号 06-6208-8072

事業所は、療育などの実施にあたって、傷害保険に加入し、事業所の責任と認められる事由によって当施設利用児童に損害を与えた場合には、速やかに利用児童の損害を賠償することとします。 保険会社名 三井住友海上火災保険会社 保険種類 施設賠償保険

#### 14. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

#### 15. 苦情解決のための措置

##### (1) 当施設における相談、苦情の受付

施設支援に対する苦情やご意見、施設利用料金のお支払いや手続きなどに関するご相談、利用児童の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- 相談、苦情受付担当〈児童発達支援管理責任者〉 岡田 京子
- 苦情解決責任者〈管理者〉 櫻井雅子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:30～17:00  
都島児童デイサービス 電話番号 06-6924-9991
- 苦情解決のため手順
- 窓口 岡田 京子 に苦情内容をお知らせ下さい。

↓  
苦情解決責任者の 櫻井雅子に内容を報告し解決のための話し合いをします。  
↓  
解決策を申請者にお知らせします。

##### (2) 苦情解決委員会

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用児童や保護者の立場や権利に配慮した中立・公正・適切な対応を推進するために法人に苦情解決委員として第三者委員を選任しています。

- ・(公財) 近畿警察官都島地区友の会会長 ハタ鉱泉株式会社代表取締役 秦 啓員
- ・(社福) 大阪市障がい者福祉・スポーツ協会 障がいスポーツ振興部長 中島 進
- ・(社福) 旭ヶ丘学園理事長 上田 達志

##### (3) 行政機関その他苦情受付機関

- 支給決定区の連絡先 別紙参照
- 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会

|                        |      |  |
|------------------------|------|--|
| 大阪府社会福祉協議会<br>運営適正化委員会 | 住所   | 〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54<br>大阪社会福祉指導センター 1階 |
|                        | 電話番号 | ・06-6191-3130                                |
|                        | FAX  | ・06-6191-5660                                |
|                        | 受付時間 | 月曜日～金曜日 午前10時～午後16時                          |

#### 16. 虐待防止のための措置

事業者は、利用児童又は他の利用児童などの生命又は身体を保護するためやむをえない場合を除いて、身体拘束その他利用児童の行動を制限する行為を行いません。

事業者は、利用児童に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。障がい児者虐待防止検討委員会を設置しています。

- (1) 管理者を、虐待の防止に関する責任者とします。 管理者 櫻井雅子  
都島児童デイサービス 電話番号 06-6924-9991
- (2) 苦情解決体制の整備を図ります。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 従業職員に対する虐待防止の啓発・普及に関する研修を実施します。

## 17. 個人情報保護のための措置

- (1) 事業所は、その業務上知り得た利用者等児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとします。
- (2) 従事職員であった者に、業務上知り得た利用児童等及びその家族の秘密を保持するため、従事職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとします。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議、または他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用児童等及びその家族に関する個人情報を使用することを、利用児童の家族の同意を得るものとします。

## 18. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

| 実施の有無       | 未実施 |
|-------------|-----|
| 実施した直近の年月日  |     |
| 実施した評価機関の名称 |     |
| 評価結果の開示状況   |     |

サービス提供開始予定年月日

年 月 日

説明年月日

年 月 日

当事業所の施設支援提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者氏名 櫻井雅子

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

保護者住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印

代筆者住所

氏名 印